三陸復興国立公園区域及び公園計画図（その1）

公園区域					
1－2	港湾区域線界	24－25	小班界	37－33	汀線界（東京湾中等潮位）
2－3	汀線界（東京湾中等潮位）	25－26	林班界	54－36	工作物（水路）（除）界
3－4	工作物界（港湾施設）（除）界	26－27	保安林界	36－55	地番界
4－5	道路敷（除）界	27－28	林班界	55－56	道路敷（除）界
5－6	地類界（園地と宅地）	28－29	地類界	56－57	歩道中心線から20ｍ線界
6－7	鉄道敷（除）界	29－30	林班界	57－58	地類界（宅地と原野）
7－8	道路敷（除）界	30－31	県界	59－60	地番界
8－9	地番界	31－24	道路敷（除）界	60－61	道路敷（除）界
9－10	鉄道敷（除）界	特別地域（含地種区分）		61－62	地番界
10－11	道路敷（除）界	4－32	工作物界（港湾施設）（除）界	63－64	河川（除）（図　確定）界
11－12	地番界	46－47	地類界（原野と宅地）	64－37	汀線界（東京湾中等潮位）
12－13	道路敷（除）界	47－7	道路敷（除）界	68－69	工作物（堤防）（除）界
13－14	地番界	48－49	河川敷（除）界	69－70	地番界
14－15	道路敷（除）界	49－50	道路敷（除）界	71－72	地番界
15－16	地番界	50－51	歩道敷（含）界	20－65	地番界
16－17	道路敷（除）界	51－52	道路敷（除）界	65－64	汀線界（東京湾中等潮位）
17－18	道路敷（含）界	34－33	河川敷（除）界	22－65	汀線界（東京湾中等潮位）
18－19	道路敷（除）界	33－46	汀線界（東京湾中等潮位）	38－39	等高線（300m）界
19－20	歩道敷（含）界	50－66	地番界	39－40	林班界
20－21	地番界	66－67	道路敷（除）界	40－38	小班界
21－22	県界	67－51	地番界	41－42	小班界
		10－11	地番界	42－43	林班界
22－23	甘一川尻と甘一川尻から磁針方位78°30′に1km延長した点を結ぶ直線界	11－12	道路敷（除）界	43－44	等高線（700m）界
		35－36	地類界（芝生地と宅地）	45－41	林班界
23－1	汀線から沖合い1km線界	36－37	河川（除）（図　確定）界		

昭和30年5月2日	厚生省告示	第110号 及び 第112号	区域の指定 / 特別地域及び特別保護地区の指定
昭和39年6月1日	厚生省告示	第243号 / 第245号 及び 第246号	区域の一部変更 / 特別地域の一部変更 / 特別保護地区の一部変更
昭和46年1月22日	厚生省告示	第10号 及び 第12号	区域の一部変更 / 特別地域の一部変更及び海中公園地区の指定
平成6年11月7日	環境庁告示	第83号～第87号	区域及び公園計画再検討
平成12年3月31日	環境庁告示	第26号～第28号	第1次公園計画点検
平成17年1月14日	環境省告示	第3号～第5号	第2次公園計画点検

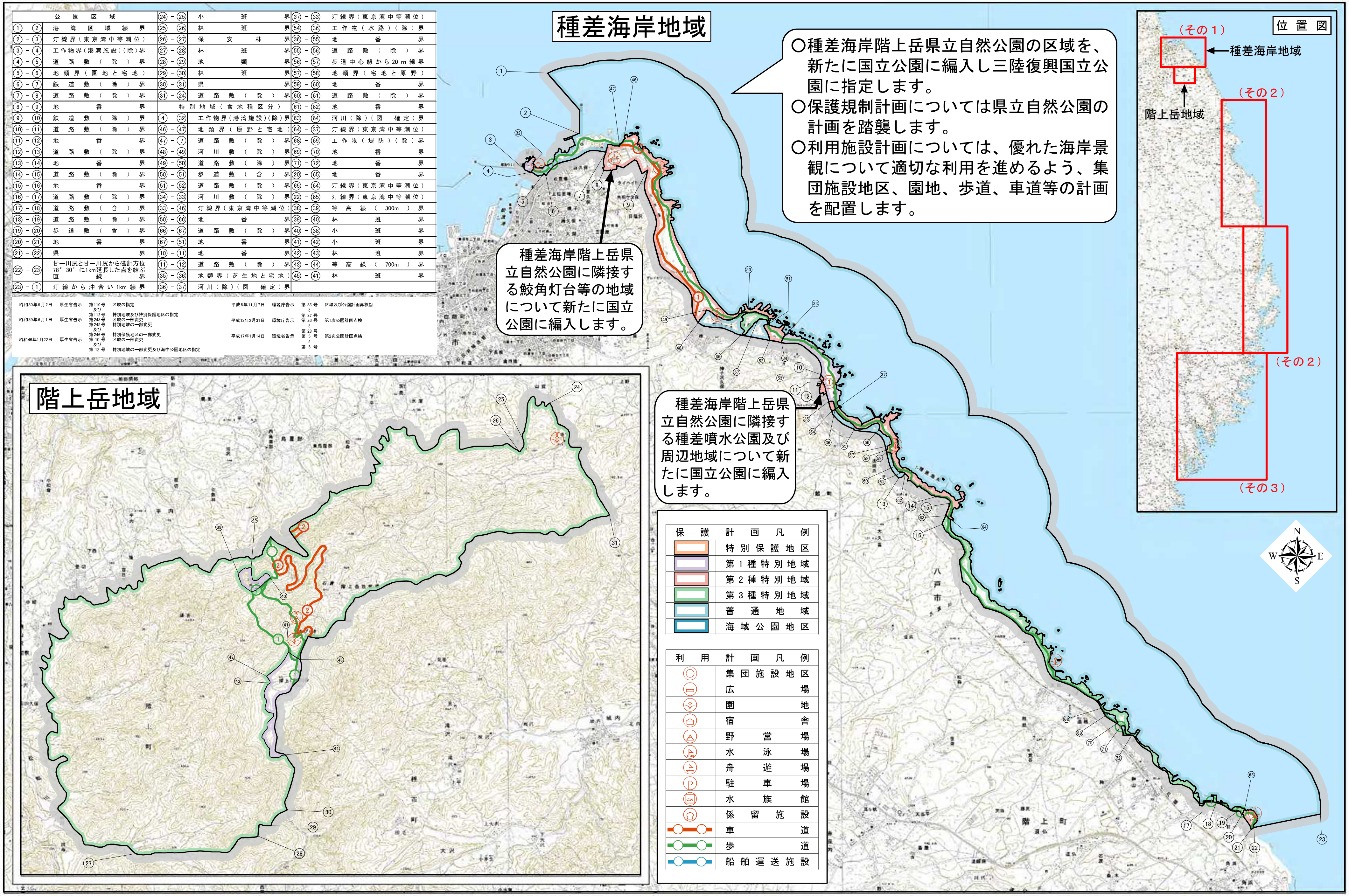

○種差海岸階上岳県立自然公園の区域を、新たに国立公園に編入し三陸復興国立公園に指定します。
○保護規制計画については県立自然公園の計画を踏襲します。
○利用施設計画については、優れた海岸景観について適切な利用を進めるよう、集団施設地区、園地、歩道、車道等の計画を配置します。

種差海岸階上岳県立自然公園に隣接する鮫角灯台等の地域について新たに国立公園に編入します。

種差海岸階上岳県立自然公園に隣接する種差噴水公園及び周辺地域について新たに国立公園に編入します。

保護計画凡例
特別保護地区
第1種特別地域
第2種特別地域
第3種特別地域
普通地域
海域公園地区

利用計画凡例
集団施設地区
広場
園地
宿舎
野営場
水泳場
舟遊場
駐車場
水族館
係留施設
車道
歩道
船舶運送施設

1:25,000

1,000　500　0　1,000　2,000　3,000 m